

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z3000001	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	一部 a 一部 d	一部	司法制度改革審議会意見 (平成13年6月12日)及びこれにのって作成された司法制度改革推進計画 (平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲 態様に関する予測可能性を確保するための所要の措置として、法務省が「ワループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」を公表。 なお、弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 (平成15年法律第128号)」が第156回国会で成立 (平成16年4月1日施行)。		一部aの部分については、要望内容のとおり弁護士法において対応しない理由を明らかにされたい。				5033024	社団法人日本損害保険協会	11
z3000002	弁護士法の改正	旧弁護士法第33条2項第8号、第46条第2項第1号	(弁護士の調査権について) (参考) 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対して、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。弁護士会は、右申請に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる (弁護士法第23条の2)。 (弁護士の相談料について) 日本弁護士連合会及び弁護士会の会則により弁護士報酬の標準を示す規定が定められているが、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 (平成15年法律第128号)により日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の記載事項から弁護士報酬の標準を示す規定 (旧弁護士法第33条2項第8号、第46条第2項第1号) が削除された (平成16年4月1日施行)。	c		弁護士のみの調査権を当事者に付与すべき」との点については、要望の趣旨が不明なため、回答できない。 弁護士の相談料を規制化することについては、弁護士間の適正な競争を確保するため、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 (平成15年法律第128号)により、日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の記載事項から弁護士報酬の標準を示す規定 (旧弁護士法第33条2項第8号、第46条第2項第1号) を削除したところであり (平成16年4月1日施行)、弁護士に対する相談料金を拘束するような規則を設けることは妥当でない。					5142002	個人	11	
z3000003	行政機関に対する司法による監視の改善	行政事件訴訟法		a		1. 我が国政府は、行政訴訟制度の見直しについて、平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画に従い、司法制度改革推進本部において開催している行政訴訟検討会において、来年の通常国会への改正法案の提出に向けて検討を進めている。 2. 米側要望のうち、の、原告適格について必要な修正を改正案に含めることについては、その点も含めて、現在、行政訴訟検討会において検討が進められている。 また、の、改正案を国民に公表するとの点については、行政訴訟検討会の検討状況を常時インターネットで公表しているほか、行政訴訟検討会における主な検討事項に対して本年6月30日から8月11日まで国民からの意見募集を行った。		要望内容 について、改正法案を国会提出予定であること、及び、法案の内容について現時点でより明確化することの可否について再度検討されたい。 なお、要望内容 については、aではなくdではないか。			5071089	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z3000001	弁護士法第72条の見直し	5033	5033024	社団法人日本損害保険協会	11	弁護士法第72条の見直し		弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化が図れる。グループの組織再編、合理化に資する。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部	
z3000002	弁護士法の改正	5142	5142002	個人	11	弁護士法の改正		調査権の事件当事者側の委譲及び取得報酬規定を設置すべきである。		弁護士への調査権は不合理で当事者に限定付与すべきである。また、弁護士への相談料金の不規則により5000円、10000円と各人ごとで異なり、問題である。	弁護士法	司法制度改革推進本部 法務省	
z3000003	行政機関に対する司法による監視の改善	5071	5071089	米国	11	行政機関に対する司法による監視の改善		包括的見直しに、行政による規則や決定に対する司法による再審理を求める者に課せられた既存の要件に必要な修正を加え、行政による規制行為の結果、根本をなす法制度の広範にわたる利害関係の範疇に属する損害を被った者は、そのような行為を適切な裁判所に提訴することができるものとする。 司法制度改革推進本部がこの分野において提起する改正案の詳細をパブリックコメントに付するため公表する。		法の支配に基づく近代的司法制度の基本原則は、行政による決定あるいは行為により不利益を被った者は、裁判所あるいはその他の独立機関による効果的再審理を求めることが可能なことである。これに関連して、米国の既存の行政訴訟制度を包括的に見直し、2004年11月30日までに必要な改善をおこなうとする日本の公約を高く評価し、日本に対して、左記の措置を講じることを要請する。		司法制度改革推進本部	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z3000004	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施	司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 附則第1条第3号	平成15年7月25日に、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律が公布された。この法律において一部改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法については、その一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。	b		b 今回の改正は、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規制の撤廃や特定共同事業の廃止、弁護士を雇用する外国法事務弁護士に対する行為規制など、従来の制度の枠組みを根本的に見直し、大幅な規制緩和を行い、弁護士と外国法事務弁護士との新たな提携関係について、これまでになかった全く新しい制度を導入するものである。このため、様々な側面において、日本弁護士連合会の会則制定等の準備作業を必要とするものと考えられ、このような準備期間として相当な期間を持たせるために施行時期を「公布の日から2年以内に政令で定める日」としたものである。 したがって、改正法の施行日については、外国法事務弁護士を監督する日本弁護士連合会から、準備作業の進行状況等について意見を聴くなどした上で、今後の見通しその他の諸事情を踏まえて決定すべきと考えている。					5071086	米国	11	
z3000005	裁判外紛争処理 (ADR) の促進		ADRの拡充・活性化については、司法制度改革推進本部において開催しているADR検討会における議論を通じて検討を進めているところである。推進本部においては、本年8月、検討会での検討状況も踏まえ、ADRに関する基本的な法制を整備する場合に必要な検討事項全般について考え得る選択肢も含め整理をした上で、広く国民に対する意見募集を行った。また、9月以降の検討会においては、在日米商工会議所 (ACCJ) も含めた関係団体等からヒアリングを実施するとともに、意見募集の結果についても先般、公表したところである。	b		要望事項については、現時点において具体的な結論を申し上げられる段階にはないが、司法制度改革推進計画では、来年3月までに、総合的なADRの制度基盤を整備するために必要な措置を講ずることとされており、推進本部においては、今後とも、意見募集により提出された意見も十分に踏まえつつ、更に検討を深めていきたいと考えている。			要望内容を踏まえ、より具体的な取組内容・時期について示すことの可否について、再度検討されたい。		5071024	米国	11	
z3000006	裁判外紛争処理手続 (ADR) の育成		ADRの拡充・活性化については、司法制度改革推進本部において開催しているADR検討会における議論を通じて検討を進めているところである。推進本部においては、本年8月、検討会での検討状況も踏まえ、ADRに関する基本的な法制を整備する場合に必要な検討事項全般について考え得る選択肢も含め整理をした上で、広く国民に対する意見募集を行った。また、9月以降の検討会においては、在日米商工会議所 (ACCJ) も含めた関係団体等からヒアリングを実施するとともに、意見募集の結果についても先般、公表したところである。	b		要望事項については、現時点において具体的な結論を申し上げられる段階にはないが、司法制度改革推進計画では、来年3月までに、総合的なADRの制度基盤を整備するために必要な措置を講ずることとされており、推進本部においては、今後とも、意見募集により提出された意見も十分に踏まえつつ、更に検討を深めていきたいと考えている。			要望内容を踏まえ、より具体的な取組内容・時期について示すことの可否について、再度検討されたい。		5071093	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z3000004	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施	5071	5071086	米国	11	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施		改正外弁法の提携の自由に関わる条項が、2004年9月までに施行されるように、必要なすべての措置を講じる。 日本弁護士連合会(日弁連)および地方弁護士会が、登録された外国法事務弁護士(外弁)が投票権を有する会員となることを認めること、また、外弁が外弁法および弁護士法の改正に伴う規則、規制の素案作成にたずさわる全ての委員会、研究会に完全なかたちで参加することを認めること、さらに、日弁連がそのような規則および規制の素案をパブリック・コメントに付するために、最終決定がなされる代議員会および(あるいは)総会に相当期間先立って公表することを担保する。		米国は、日本が2003年夏に「外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法(外弁法)」を改正し、外国弁護士と日本弁護士による提携の自由に関する規制を実質的に取除いたことを高く評価する。この事は、遠大な影響をもたらした。また、日本の消費者が国際的的法務サービスを効率的かつ適時に利用することを可能ならしめるために、ぜひとも必要とされるものである。しかし、この法改正は、可及的速やかに、かつ、改正法の自由化に向けた目的を損なうことなく実施されるべきである。従って、米国は日本に対して、左記の措置を講じることを提案する。		司法制度改革推進本部 法務省	
z3000005	裁判外紛争処理(ADR)の促進	5071	5071024	米国	11	裁判外紛争処理(ADR)の促進		2003年8月、司法制度改革推進本部はADRについての報告書をパブリックコメントにかけるために発表した。報告書とパブリックコメントはADR法案の基礎を作っていくものである。全ての最終法律および規則において適切なコメントと提言を反映することによって、関係団体からのコメントそれぞれに対応するよう米国は日本に求める。オンラインのB to B及びB to C取引の発展に必要なオンラインでの紛争処理の枠組みを促進する目的のために、開かれた、そして柔軟なADR体系を日本が採用することを米国は提言する。オンライン紛争処理の枠組みは以下のことが可能であるべきである： III-B-1. ADR中立者及び組織について自己規則及び自由意志による私的認定に主に依存する。 III-B-2. 当事者が一般的に、ADR手続についての進めの規則、プロセス、標準を決定する。		日本は電子商取引のために先進基盤を成功裡に発展させてきたが、環境は十分には利用されていないままである。効率性及び安全性を改善することはオンライン環境への信頼を高め、人々の日々の必要性に直結したオンラインサービスへの需要と供給を刺激するであろう。民間が電子商取引の成長へ主要な責任を担っている一方で、政府は深く介入しないままで民間の電子商取引の成長を促進する政策を採用することにより電子商取引の利用を促進することができるのである。米国は革新と市場の力によって民間の自主規制枠組み及び技術的に中立な解決策を重視しながら電子商取引の発展を奨励する重要な役割を日本が担うことを求める。		司法制度改革推進本部	
z3000006	裁判外紛争処理手続(ADR)の育成	5071	5071093	米国	11	裁判外紛争処理手続(ADR)の育成		非弁護士が、調停、仲裁あるいはその他のADR手続において、一般的に、中立的立場で行動することを容認する法案を2004年に提出する。 「原則自由、例外規制」の方針に基づき、一般的に自己規制または高い水準のADRサービスが利用できることを確保しようとする市場の圧力に依存するADR体制に向けて歩を進める。特に、新しいADR体制は、以下の点を満たすべきである。 1) ADR中立者あるいはADRサービス機関に対して、強制的ADR中立免許制を制度化することを差し控える。 2) ADR手続を使用しようとする関係者が、一般的に、適用される規則、手順、基準について合意することを容認することによって、ADR手続が個々の状況に柔軟に対応することが出来ることを確保する。		ADRメカニズムは、個人や企業が紛争を効果的かつ経済的に解決することを助ける上で重要な役割を果たすことが出来る。米国は、日本が国内におけるADRの役割を改善するために取りつつある措置に勇気づけられる。容認された国際慣行に完全に一致し、ユーザーのニーズに柔軟に対応できるようにするためにADRメカニズムの自由な発展を可能にする日本におけるADR体制は、商業部門のみならず日本社会全体にとって極めて大きな利益となる。		司法制度改革推進本部	